

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施すること
について通知がありました。

令和元年十二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（デジタル撮影）
- 二 測量の地域 奈良市及び山辺郡山添村
- 三 測量の期間 令和元年十二月十二日から令和二年三月十九日まで